

石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、多様な主体の連携と協働のもと、健全な生態系ネットワークの形成に取り組み、生物生息環境を保全・再生するとともに、野生生物と地域生活・産業の両立を図り、豊かな自然資本の持続的な活用による地域振興・経済活性化を実現するための方策の検討と取組の推進を目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会では、前条に掲げる目的に向け、以下の事項について協議する。

- 一 石狩川流域における生態系ネットワーク推進に関する基本方針や将来像等をまとめた全体構想の策定に関すること
- 二 石狩川流域における生態系ネットワーク推進に関する情報共有、普及・啓発及び情報発信に関すること
- 三 その他、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会の委員は、別表に掲げる者によって組織する。ただし、必要に応じ委員を追加、変更、解任することができる。

- 2 委員の任期は、委員就任の日からおおむね2年間とし、再任を妨げない。ただし、自治体、行政機関、関係団体等の委員に異動があった場合は後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の追加等は、会長が委員に確認の上、都度認めることができる。
- 4 委員に関係団体等を追加する場合は、公募によるものとする。

(会長)

第5条 協議会に会長1名を置く。会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、協議会の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 会長に事故等があった時には、会長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(会議の招集等)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 やむを得ない理由で委員が出席できない場合は、代理出席を認める。
- 3 会長は、必要に応じ、協議会に委員以外の関係者の出席を要請し、意見を聞くことができる。
- 4 第4条4により委員を公募した場合、その結果を協議会に報告する。

(部会)

第7条 第3条に掲げる事項を具体的に推進するため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会の構成、運営上必要な事項及び協議事項等については、事務局が定めるものとする。構成員の任期は就任の日からおおむね2年間とする。
- 3 部会は、協議事項について、その経過及び結果を協議会に報告する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として公開とする。ただし、会長の判断により非公開とすることができる。

- 2 協議会の議事要旨及び資料は、ホームページ等で公開するものとする。ただし、野生動植物の保護や個人情報の保護等、公開により支障が生ずると予め想定される事項については、原則として委員限りの取扱いとする。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、国土交通省北海道開発局札幌開発建設部及び旭川開発建設部とする。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、その都度会長が定める。

- 2 この規約の改正については、協議会において定める。

附 則

この規約は、令和6年2月7日から施行する。

別表 石狩川流域生態系ネットワーク推進協議会 委員名簿

	氏名	所属等
学識者 (50音順)	赤坂 猛	元・酪農学園大学環境共生学類教授
	卜部 浩一	北海道立総合研究機構 さけます・内水面水産試験場 さけます資源部 さけます管理グループ 研究主幹
	瀧 健太郎	滋賀県立大学 環境科学部 湖沼流域管理研究センター長 教授
	中村 太士	北海道大学大学院 農学研究院 基盤研究部門 生態系管理学研究室 教授
	藤巻 裕蔵	帯広畜産大学 名誉教授
	正富 宏之	専修大学北海道短期大学 名誉教授
	矢部 和夫	札幌市立大学 名誉教授・専門研究員
	山田 朋人	北海道大学大学院 工学研究院 土木工学部門 河川・流域工学研究室 教授
自治体	札幌市長	
	旭川市長	
	夕張市長	
	岩見沢市長	
	美唄市長	
	芦別市長	
	江別市長	
	赤平市長	
	三笠市長	
	千歳市長	
	滝川市長	
	砂川市長	
	歌志内市長	
	深川市長	
	富良野市長	
	恵庭市長	
	北広島市長	
	石狩市長	
	当別町長	
	新篠津村長	
南幌町長		
奈井江町長		
上砂川町長		

	由仁町長
	長沼町長
	栗山町長
	月形町長
	浦臼町長
	新十津川町長
	妹背牛町長
	秩父別町長
	雨竜町長
	北竜町長
	沼田町長
	鷹栖町長
	東神楽町長
	当麻町長
	比布町長
	愛別町長
	上川町長
	東川町長
	美瑛町長
	上富良野町長
	中富良野町長
	南富良野町長
	幌加内町長
行政機関	国土交通省 北海道開発局 札幌開発建設部長
	国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部長
	環境省 北海道地方環境事務所長
	北海道 石狩振興局長
	北海道 空知総合振興局長
	北海道 上川総合振興局長
	北海道 空知総合振興局副局長 (建設管理部担当)
	北海道 上川総合振興局副局長 (建設管理部担当)
関係団体等 (50音順)	石狩川流域湿地・水辺・海岸ネットワーク 代表
	日本航空株式会社 執行役員 北海道支社長
	株式会社北洋銀行 常務執行役員 経営企画部長
	公益社団法人北海道観光振興機構 専務理事
	株式会社北海道銀行 地域創生部長
	北海道経済連合会 専務理事